

維持管理上の記録 2(ばい煙等測定結果)

測定項目	採取位置	採取年月日	測定結果の 得られた年月日	測定結果
硫黄酸化物 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$	1号炉	休止中	—	—
	2号炉	令和4年10月6日	令和4年12月16日	0.05 未満
ばいじん $\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$	1号炉	休止中	—	—
	2号炉	令和4年10月6日	令和4年12月16日	0.001 未満
塩化水素 $\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$	1号炉	休止中	—	—
	2号炉	令和4年10月6日	令和4年12月16日	1.0 未満
窒素酸化物 ppm	1号炉	休止中	—	—
	2号炉	令和4年10月6日	令和4年12月16日	24

(参考)各測定項目の基準値について

- 硫黄酸化物:大気汚染防止法に基づき各炉の含量が $10.71\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$
- ばいじん:大気汚染防止法に基づき $0.08\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$
- 塩化水素:大気汚染防止法に基づき $700\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$
- 窒素酸化物:大気汚染防止法に基づき250ppm